

男

女

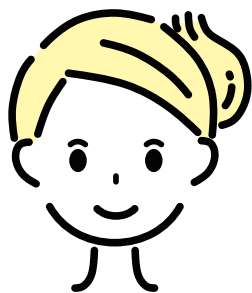
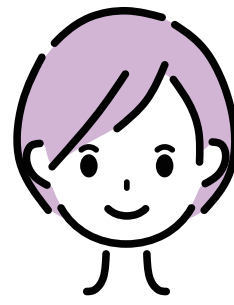
共

同

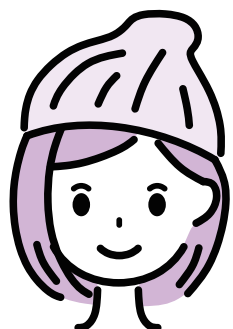
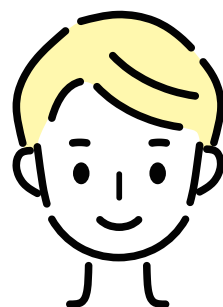
参

画

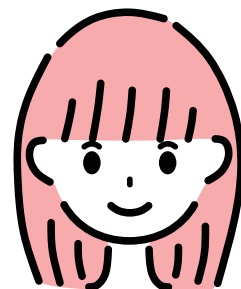
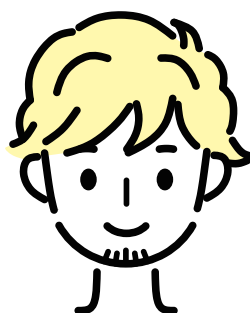
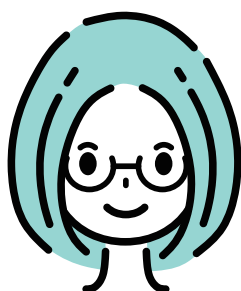
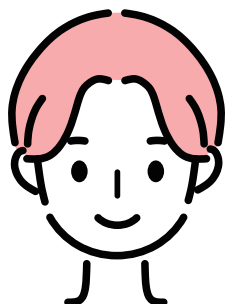
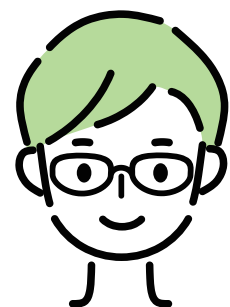
“ はじめの一步 ”



2024 Book



一人ひとりが
性別にかかわらず 個人として尊重され
様々な分野でいきいきと
活動することができる社会の実現を目指して



はじめに

“知る”ことが、“気づく”ための一歩になる。

「男女共同参画」——

聞いたことはあるけれど、どんな意味がよく分からない。

自分にどんな関係があるのかピンとこない。

そんな方も多いかもしれません。

男女共同参画とは、性別に捉われず、
誰もが人権を尊重され、一人ひとりの個性や能力を
十分に発揮できる社会を目指すための考え方です。

ここには、そんな考え方に触れる入り口になるような情報を集めました。

男女共同参画の“今”を知る。

「なぜ？」を考える。「私はどうだろう？」と問いかけてみる。

男女共同参画と自分の暮らしが、少しつながってくる。

この冊子が、そんな気づきの書になれば幸いです。

Index

1 男女共同参画に関する意識	3
2 男女共同参画の現状	5
3 真のワーク・ライフ・バランス	
【職場編】	7
【家庭編】	9
【地域編】	11

特集：女性の健康課題	12
4 DV・性的な暴力・つきまとい等	13
5 LGBTQ	17
6 年表	19

私たちのまちの「男女共同参画」の指針！

京都市男女共同参画推進条例を知っていますか？

京都市では、平成15年に本条例が公布されました。長い歴史と伝統に育まれた京都市の特性を活かし、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組を行っています。

基本理念

1. 男女の人権の尊重及び社会における制度又は慣行への配慮
2. 男女の継続的な職業生活の確保
3. 子育て、介護等の家庭生活とその他の活動との両立
4. 男女の互いの性の理解と尊重
5. 政策等の立案から決定までの参画機会の確保
6. 男女共同参画の推進に関する国際社会の取組との協調

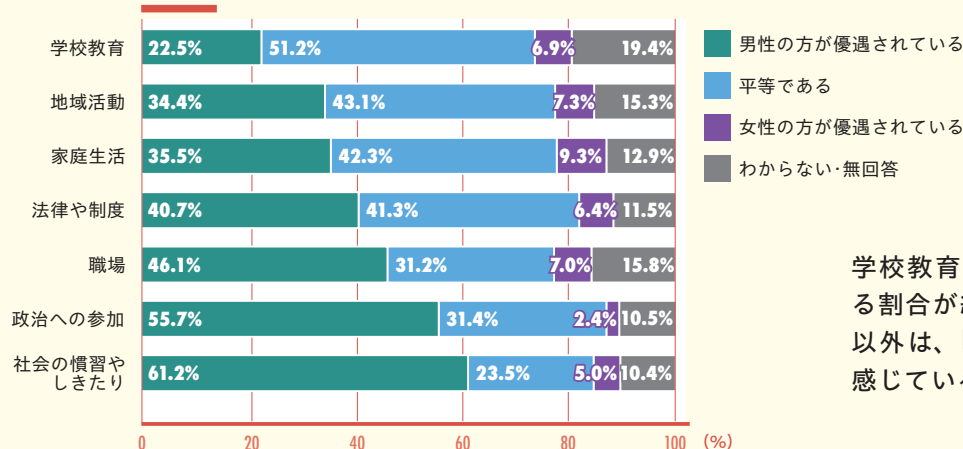
Introduction

あなたは思う？ わたしたちの暮らしの“男女平等”感。

京都

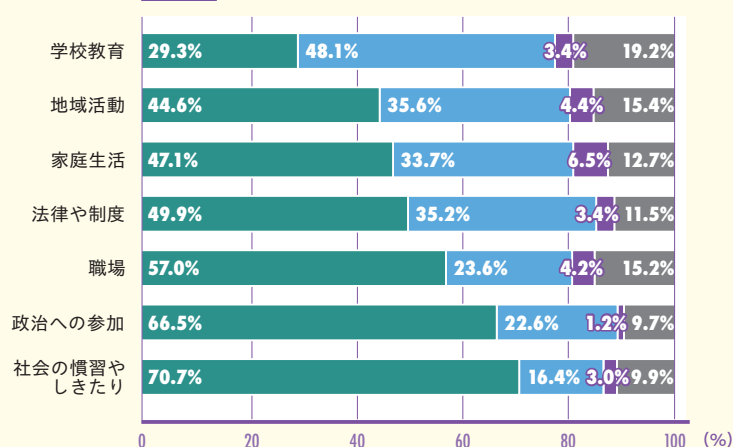
あなたは、次のそれぞれの分野について、男女は平等になっていると思いますか。

全体

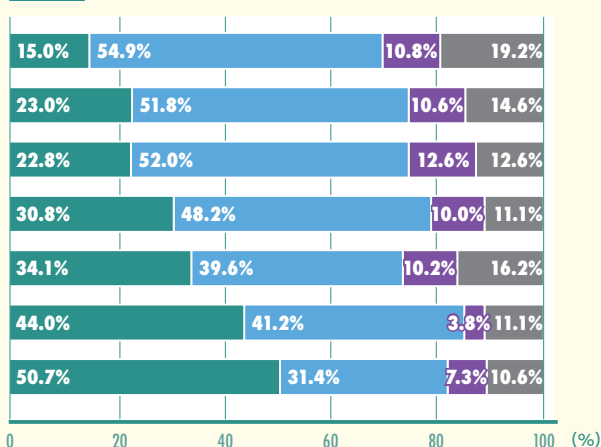


学校教育では、「平等である」と感じている割合が約5割となっています。学校教育以外は、「男性の方が優遇されている」と感じている人が3割を超えています。

女性



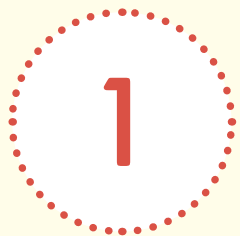
男性



※「男性の方が優遇」は、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計

※「女性の方が優遇」は、「女性の方が優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の合計

京都市「男女共同参画市民意識調査」(令和6年度)より作成



男女共同参画に関する意識

日常の中の「男らしさ・女らしさ」

「男性なら〇〇しないと」「女性なのに……」そんな一言を投げかけられたり、感じたりしたことはありませんか？ 私たちの多くは、幼い頃から気づかないうちに、「男らしさ」や「女らしさ」の思い込みを刷り込まれています。

1. 無意識の「らしさ」の思い込み

性別役割意識(「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の合計)の上位7位

	女性	%		男性	%
1	男性は仕事をして家計を支えるべきだ	44.9	1	男性は仕事をして家計を支えるべきだ	48.7
2	女性には女性らしい感性があるものだ	43.1	2	女性には女性らしい感性があるものだ	45.7
3	女性は感情的になりやすい	37.0	3	女性は感情的になりやすい	35.3
4	育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない	33.2	4	デートや食事のお金は男性が負担すべきだ	34.0
5	女性は結婚によって、経済的に安定を得る方が良い	27.2	5	育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない	33.8
6	女性はいくつ存在なので、守られなければならない	23.4	6	女性はいくつ存在なので、守られなければならない	33.1
7	共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先すべきだ	21.6	7	男性は結婚して家庭をもって一人前だ	30.4

内閣府「性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に関する調査研究」(令和4年度)より作成

男女ともに「男性は仕事」にまつわる内容が第1位に。家庭・職場での男女の役割についての思い込みも目立ちます。

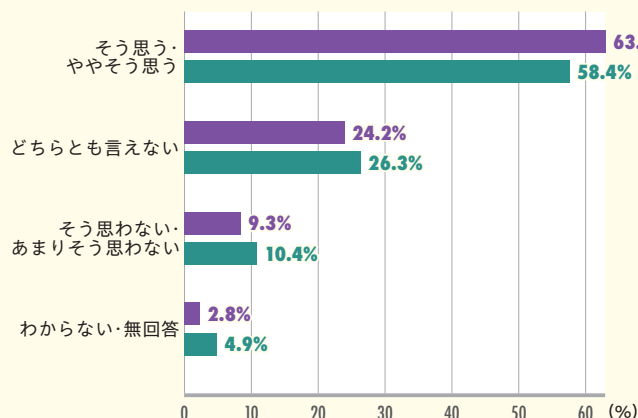


アンコンシャス・バイアスとは？：性別等の社会的属性・特徴に対する、誰もが持っている無意識の偏見・思い込み・決めつけのこと。属性だけで相手を判断しないよう意識することが、相手の個性やその人が持っている「らしさ」を尊重することにつながります。

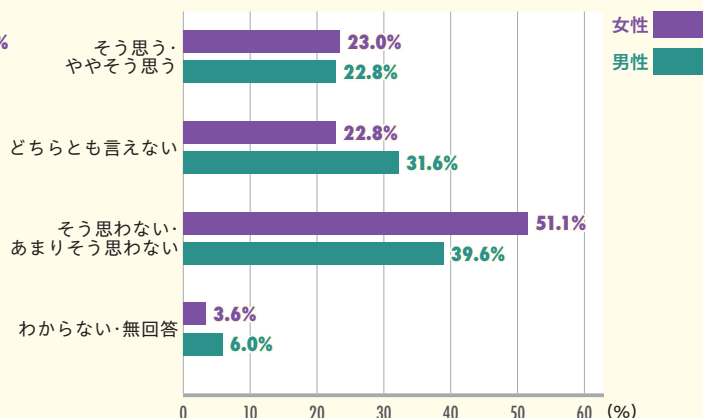
京都

京都

「男性には男性の、女性には女性の感性があるものだ」という考え方について



「男は仕事、女は家事・育児」という考え方について



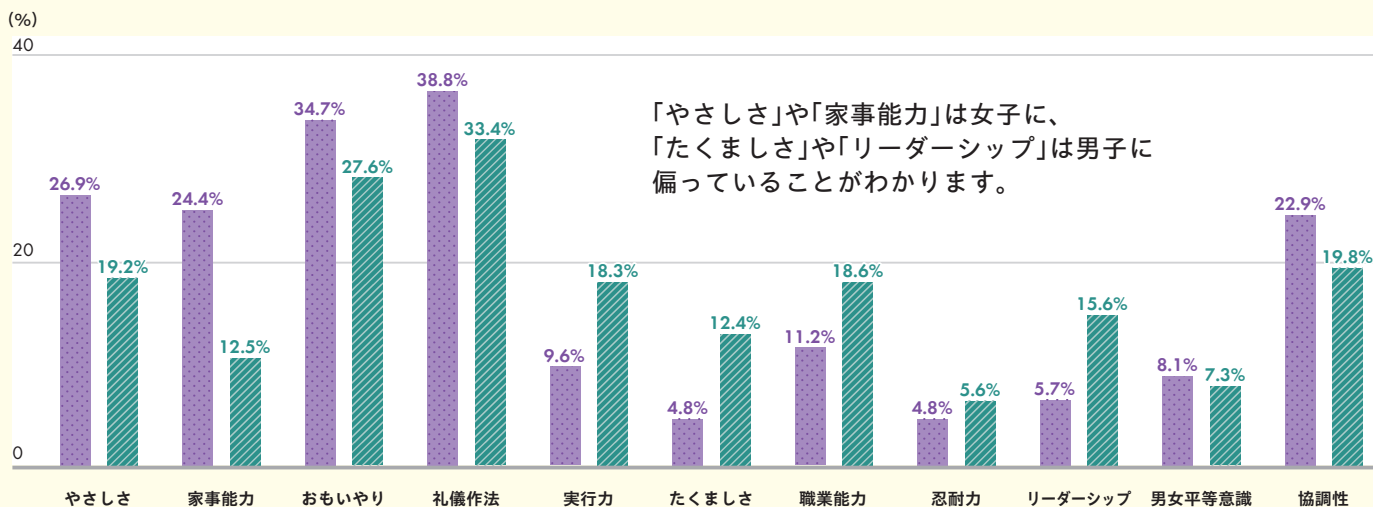
京都市「男女共同参画市民意識調査」(令和6年度)より作成

2. 子どもにも期待している「らしさ」

京都

子どもに身につけさせたい能力(複数回答)

女子 男子



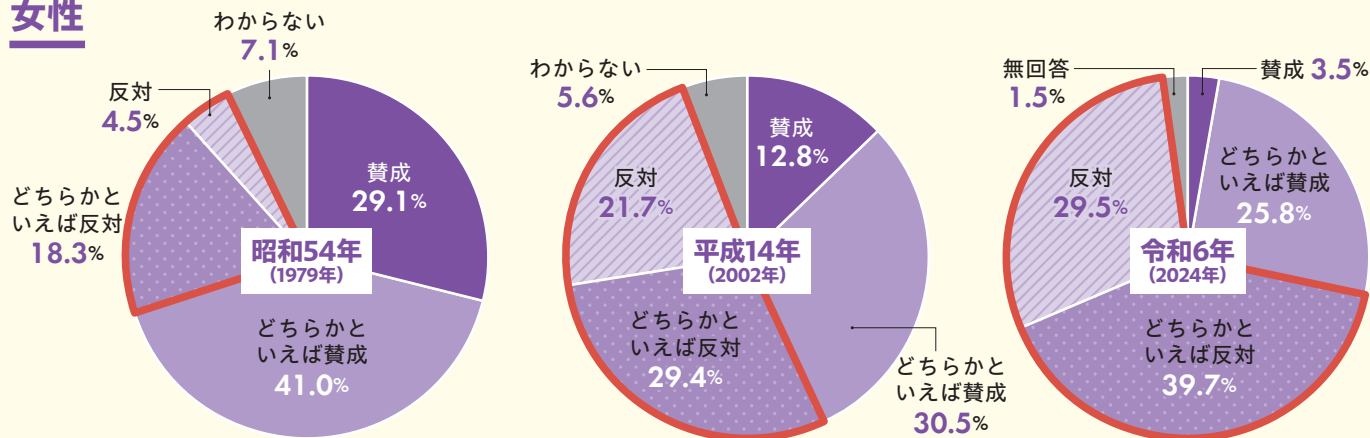
京都市「男女共同参画市民意識調査」(令和6年度)より作成

3. 変わる、夫婦の役割意識

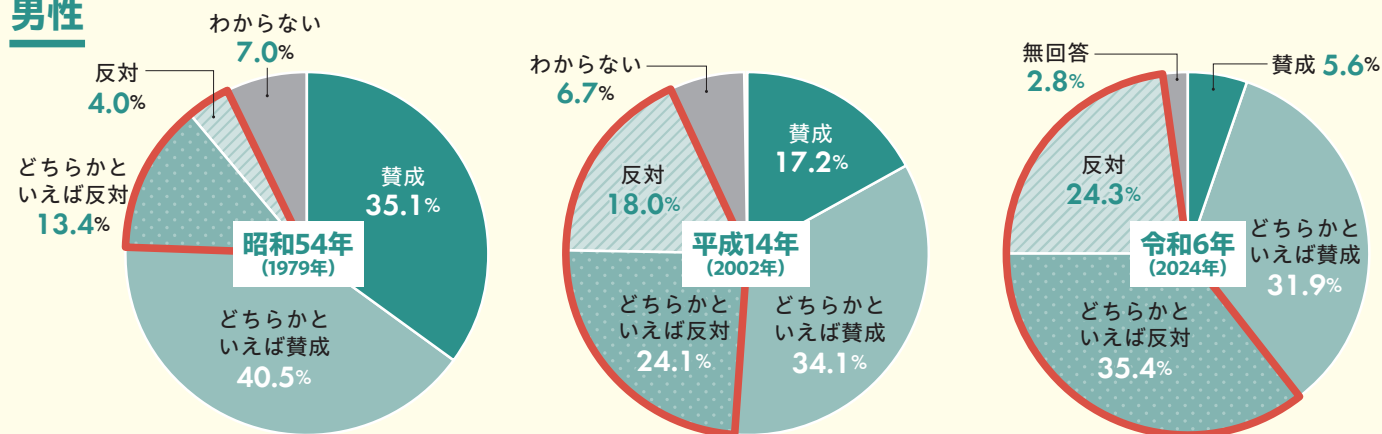
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対する意識

この45年で「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えについて、「反対」「どちらかといえば反対」と答える人が大きく増えている一方で、性別役割分業に「賛成」「どちらかといえば賛成」と答えた人は約30%と依然高くとどまっています。

女性



男性



内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和6年)より作成

2

男女共同参画の現状

社会の中でみる女性の参画状況

国会議員に女性が少ない、企業の社長や役員には男性が多い……そんなことを感じたことはありませんか。物事を決定する立場に女性が少ないと、どのような社会になると思いますか。社会、企業など組織のジェンダーバランスを知ることから始めてみましょう。



ジェンダー (Gender) とは? : 「男らしさ」や「女らしさ」をはじめとした、社会的・文化的に形成される性のこと。生物学的な性を示す「セックス (Sex)」と区別する形で用いられる言葉。

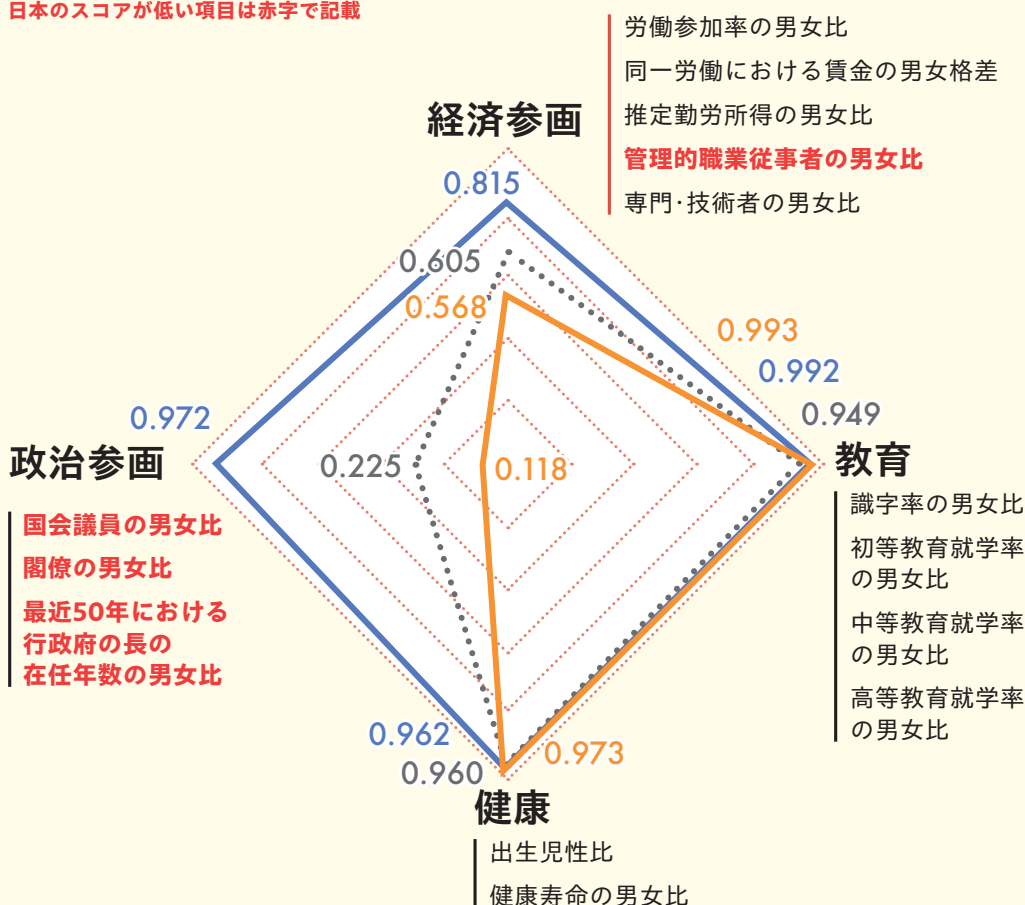
1. 世界の中で日本は

ジェンダー・ギャップ指数2024

- 日本
- アイスランド
- 平均

日本のスコアが低い項目は赤字で記載

日本では、「経済分野」及び「政治分野」における女性の参画が課題になっています。分野別の順位は、経済 120 位、教育 72 位、健康 58 位、政治 113 位 (146 カ国中) となっています。



★ = 先進7カ国 (G7)

順位		GGI値
1	アイスランド	0.935
2	フィンランド	0.875
3	ノルウェー	0.875
7	ドイツ★	0.810
14	英国★	0.789
22	フランス★	0.781
36	カナダ★	0.761
43	アメリカ★	0.747
65	タイ	0.720
72	ベトナム	0.715
87	イタリア★	0.703
94	韓国	0.696
100	インドネシア	0.686
106	中国	0.684
117	ネパール	0.664
118	日本★	0.663
119	コモロ	0.663
	平均	0.685

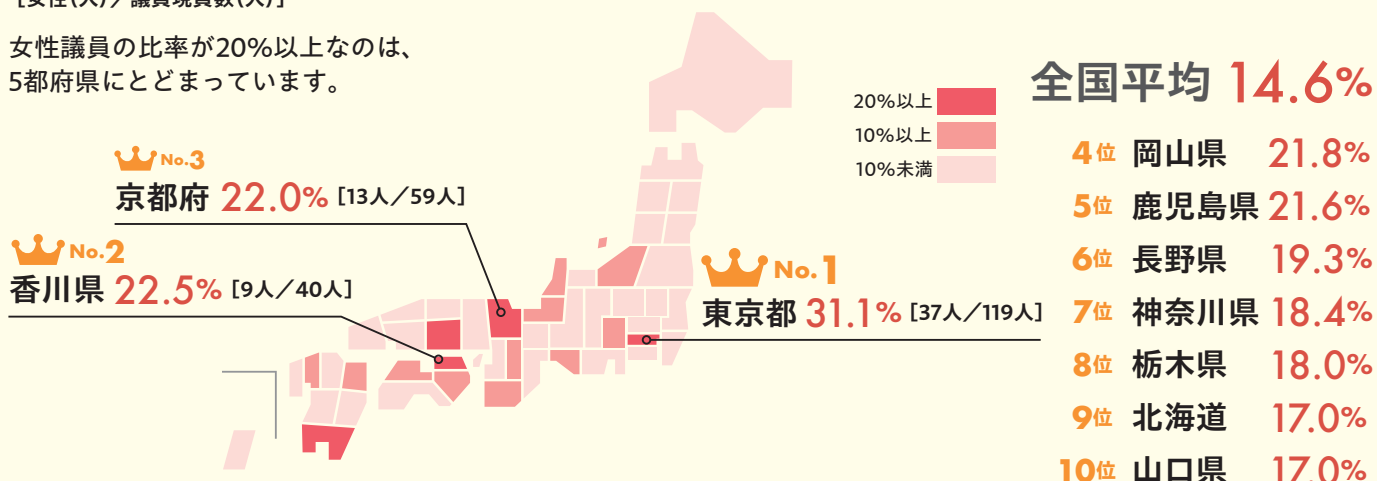
世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2024」より作成。

2. 女性の政治参画

都道府県議会における女性議員の比率

[女性(人)/議員現員数(人)]

女性議員の比率が20%以上なのは、
5都府県にとどまっています。



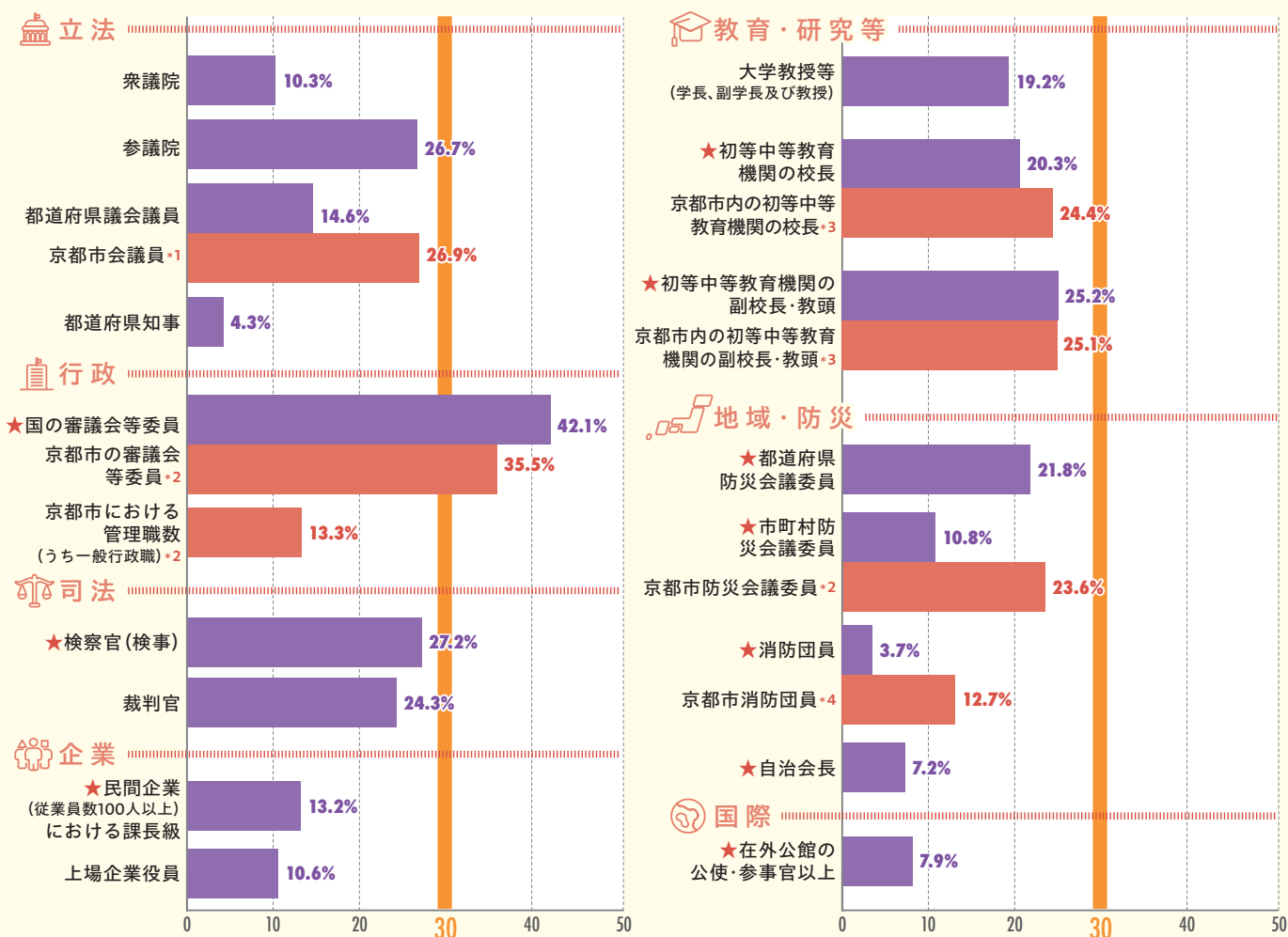
総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」割合は総務省資料より作成（令和5年12月31日時点）

3. 今、女性はいくら社会に参画している？

各分野の指導的地位に女性が占める割合

政府は、“2020年代の可能な限り早期”に指導的地位に占める女性の割合を

30%程度にすることを目指しています。★は、第5次男女共同参画基本計画において成果目標として掲げられている項目



内閣府「女性の政策・方針参画状況調べ」（令和5年度）

★1 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」割合は総務省資料より作成（令和5年12月31日時点）

★2 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和6年度）

★3 京都市「教育調査統計資料」（令和5年度）※京都市内の公立学校（小学校・中学校・小中学校・高等学校・総合支援学校）から算出

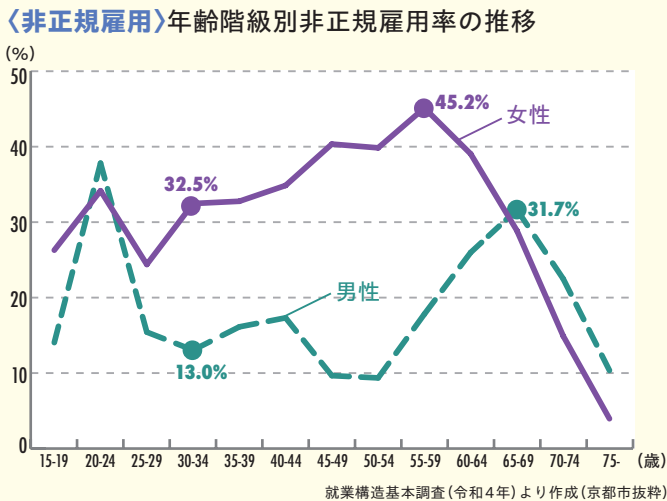
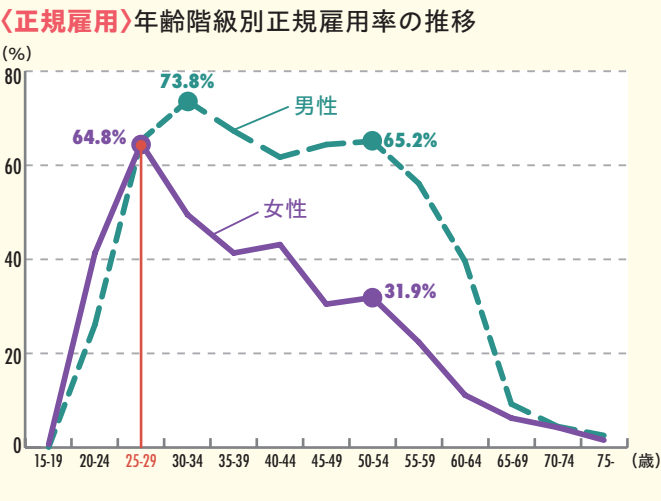
★4 京都市消防局調べ（令和6年度）

3-1

真のワーク・ライフ・バランス【職場編】 働き方と賃金をめぐる男女格差

働く女性が増え、「女性活躍」という言葉が注目されるようになりました。
働き方、賃金、制度、様々な面で本当に女性が働きやすい社会になっているのでしょうか。

1. 正規雇用者と非正規雇用者の男女差 京都



女性の正規雇用率は25歳から29歳をピークに減少しています。一方、女性の非正規雇用率は30歳以降増えています。

2. 女性の妊娠・出産・育児等による離職とその理由

妊娠・育児などを理由に退職した女性の内でも、就業継続を希望していた人は3割近くにのびります。

妊娠・出産、子の育児等を理由とした離職時期
(複数回答・約10年以内に経験)

	正職員	正職員以外
1位 妊娠が判明して離職した	37.8%	48.8%
2位 産前休業中に離職した	18.2%	25.5%
3位 子が1歳以上～2歳未満の時に離職した	16.4%	9.2%
4位 子が生後8週～1歳未満の時に離職した	10.8%	8.0%
5位 子が3歳以上～小学校就学前までに離職した	10.0%	5.4%

具体的な離職理由(複数回答・抜粋)

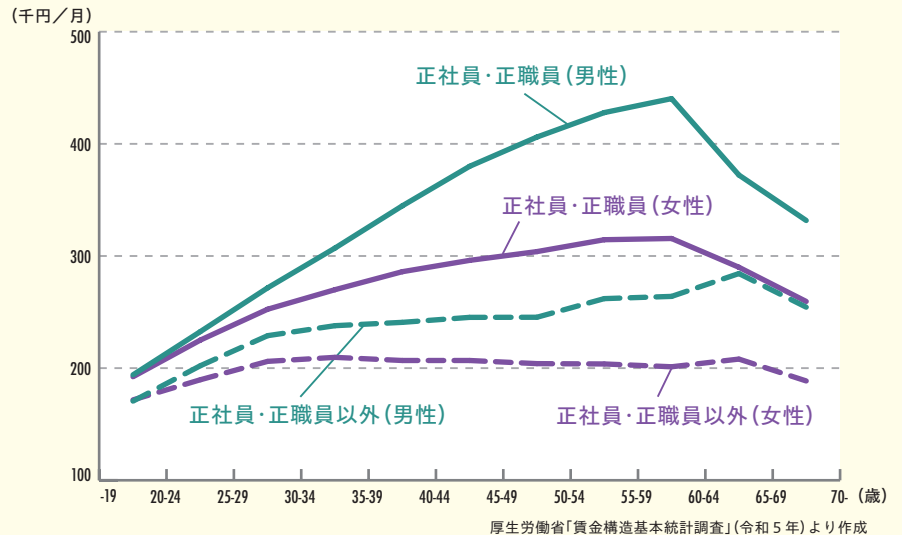
	正職員	正職員以外
仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立が難しかったため	38.1%	25.3%
家事・育児に専念するため	27.5%	27.4%
妊娠・出産に伴う体調の問題があったため	19.6%	32.5%
妊娠・出産や育児を機に不利益な取り扱い(解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しないなど)を受けたため	5.8%	5.6%
妊娠・出産をしたら辞めるつもりだったため	12.7%	15.5%

厚生労働省委託事業(株式会社 日本能率協会総合研究所)「仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業 仕事と育児等の両立支援に関するアンケート調査報告書」(令和4年度)より作成

3. ひらく、男女の賃金格差

雇用形態、性、年齢階級別賃金

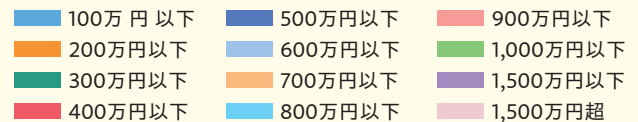
同じ正社員でも、男女の賃金には大きな差があります。2023年の日本の男女の賃金格差は、主要先進国でもワーストワン（OECD：経済開発協力機構の調査）。



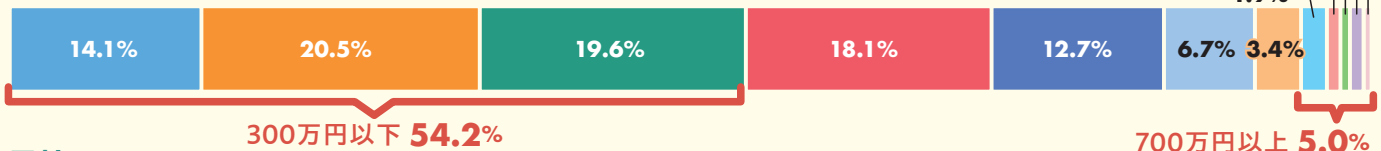
4. 男女の年収の差

給与階級別給与所得構成割合

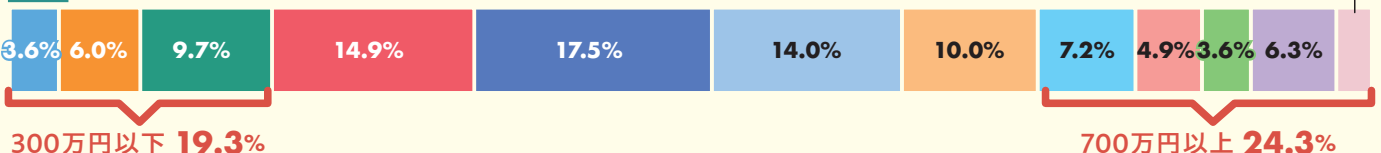
年収300万円以下の割合は、女性は男性の約3倍。一方、年収700万円以上の割合は、男性は女性の約5倍であり、男女で年収に大きな差がみられます。



女性



男性



国税庁「民間給与実態統計調査」(令和6年)より作成

5. 経済的困難を抱えやすい母子世帯

ひとり親世帯の就業状況と年間就労収入など

女性の非正規雇用率が高く、収入も低いことで、特に母子世帯が経済的に困難な状況に。母子世帯の養育費の受取率も28.1%にとどまっています。

	母子世帯	父子世帯
世帯数	119.5 万世帯	14.9 万世帯
就業率	86.3%	88.1%
正規	48.8% ※	69.9% ※
非正規	38.8% ※	4.9% ※
平均年間就労収入	236 万円	496 万円

【参考】一般世帯の平均給与所得
女性 316万円 男性 569万円

国税庁「民間給与実態統計調査」(令和6年)より作成

厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」(令和3年度)より作成

(※) 母子世帯及び父子世帯の正規/非正規の構成割合は「正規の職員・従業員」及び「非正規の職員・従業員」(「派遣社員」「パート・アルバイト等」の計)の合計を総数として算出した割合

3-2

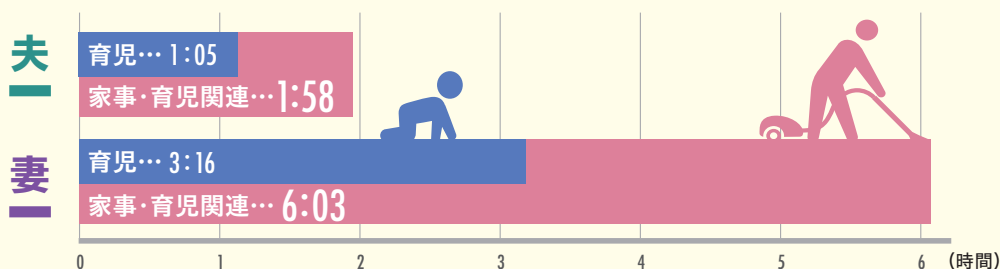
真のワーク・ライフ・バランス【家庭編】 家庭からはじめる、男女共同参画

自分らしく働き、暮らす。そのためには「仕事」と「家事・育児」それぞれの“バランス”が大切。
今のバランスは、あなたにとって無理のない心地よいものでしょうか。

1. 女性に偏る、家事・育児時間

末子が就学前の夫・妻の家事・育児関連時間の推移

共働き世帯：35時間以上就業（週全体／1日当たり）

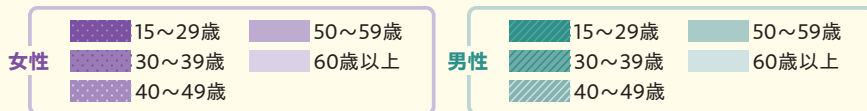


総務省「社会生活基本調査」（令和3年）より作成 ※「家事・育児関連時間」は、「家事」「介護・看護」「育児」及び「買い物」時間の合計

就学前の子どもを持つ共働き世帯において、家事・育児時間に夫婦間で大きな差が。夫婦共にフルタイムで働く家庭であっても、ケアを女性がメインで担っている現状がわかります。

2. 介護・育児を理由とした離職者数

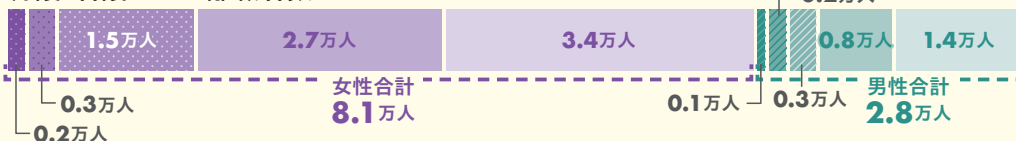
出産・育児による離職者数のうち女性は大半を占めています。介護・看護による離職者数は女性が多い一方、50～60歳の男性の割合が増加する傾向に。



出産・育児による離職者数



介護・看護による離職者数



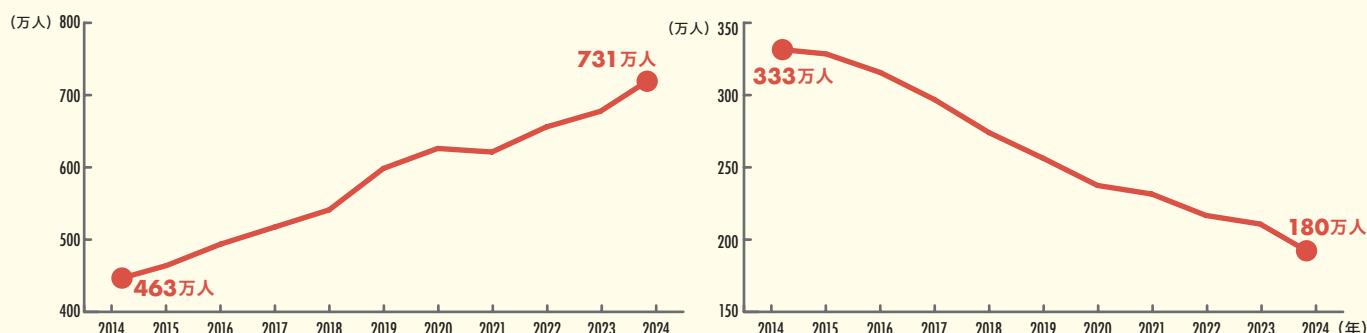
総務省「就業構造基本調査」（令和4年）より作成

3. 非正規の職員・従業員が現職の雇用形態について主な理由の推移

「自分の都合のよい時間に働きたいから」が増加傾向に。一方、「正規の職員・従業員の仕事がないから」は減少している。

自分の都合のよい時間に働きたいから

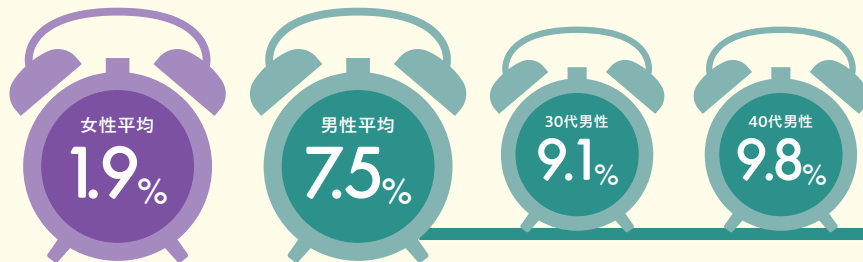
正規の職員・従業員の仕事がないから



総務省「労働力調査（詳細集計）」（令和5年）より作成

4. 残る、男性の“長時間労働”

週間就業時間60時間以上の雇用者の割合

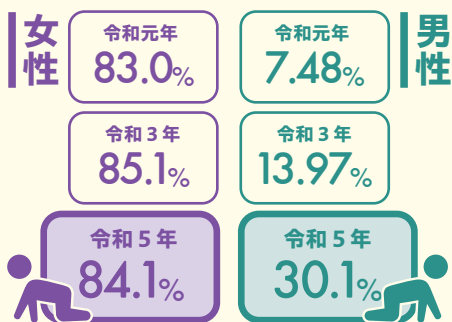


週間就業時間 60 時間以上とは、1 日 8 時間×週 5 日間勤務している人が毎日 4 時間以上残業した場合。壮年期の男性の割合が特に高い結果に。

※非農林業雇用者数(休業者を除く)に占める割合
総務省「労働力調査」(令和 5 年)より作成

5. 育休取得率ひらく男女差

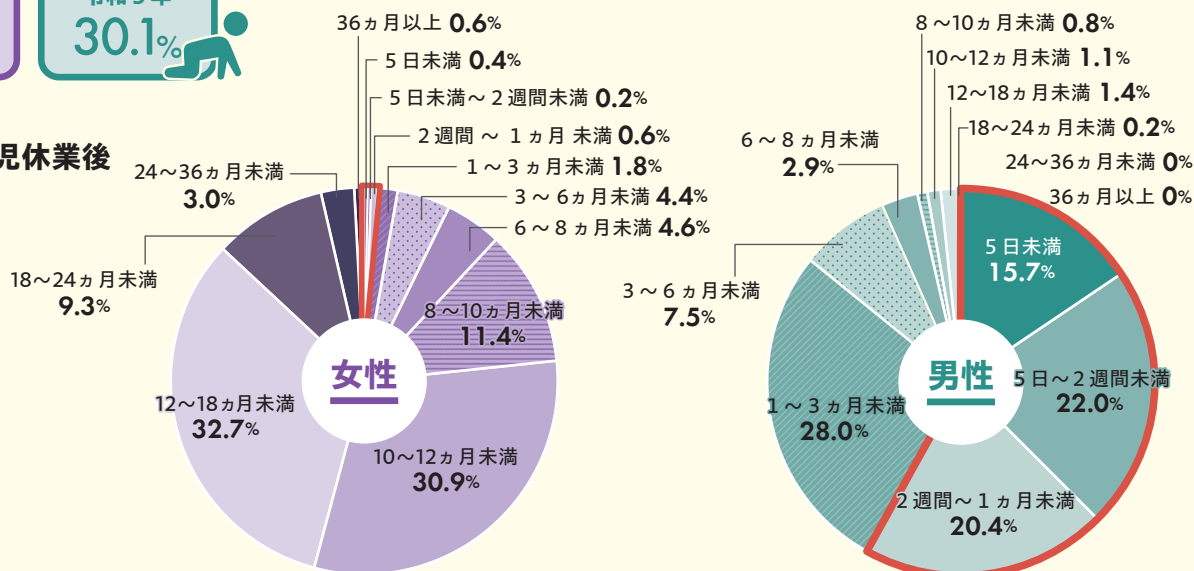
育児休業取得者の割合



男性の取得率が低い一方で、5年で4倍以上に増えるなど変化も。取得期間は男性は1ヵ月未満が半数以上を占め、女性との差があります。政府は、男性の育児休業取得率の目標を2030年までに85%（2週間以上の取得率）とすることを目指しています。

取得期間別育児休業後復職者割合

1ヵ月未満



いずれも厚生労働省「雇用均等基本調査」(令和 5 年)より作成

6. 男性が育児休業を取得しなかった理由

末子の育児に関して、育児休業制度を取得しなかった理由（複数回答・男性正社員）

「収入を減らしたくない」が最も多く、職場の理解や体制・制度の不備などが理由にあがっています。

1位 収入を減らしたくなかったから	39.9%	8位 わからない	8.1%
2位 職場が育児休業制度を取得しづらい雰囲気だったから、または会社や上司、職場の育児休業取得への理解がなかったから	22.5%	9位 休業から復職する際に、仕事や職場の変化に対応できないと思ったから	7.0%
3位 自分にしかできない仕事や担当している仕事があったから	22.0%	10位 家族や保育所などの保育サービス等自分以外に育児の担い手がいたから	6.5%
4位 会社で育児休業制度が整備されていなかったから	21.9%	11位 育児休業は男性ではなく女性が取得するものだと思っていたから	5.9%
5位 残業が多い等、業務が繁忙であったから	21.9%	12位 休業取得によって、仕事がなくなったり、契約終了(解雇)の心配があったから	5.6%
6位 昇給や昇格など、今後のキャリア形成に悪影響がありそうだったから	9.6%	13位 その他	2.9%
7位 育児休業を取得しなくても育児参加しやすい働き方や職場環境だったから	8.9%	14位 配偶者や家族から育児休業の取得に対して後押しがなかったから、または反対があったから	2.1%

厚生労働省委託事業(株式会社 日本能率協会総合研究所)「仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業 仕事と育児等の両立支援に関するアンケート調査報告書」(令和 4 年度)より作成

3-3

真のワーク・ライフ・バランス【地域編】

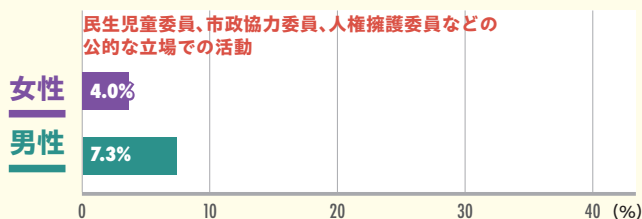
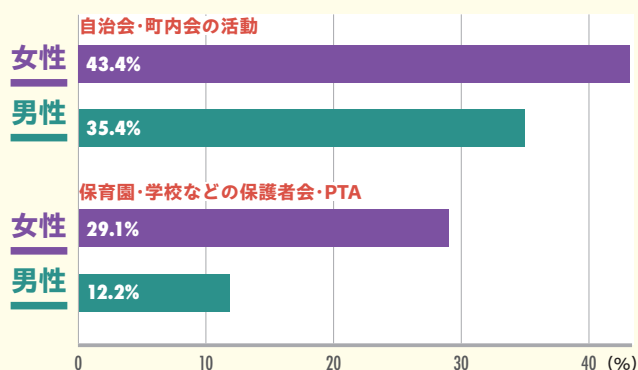
誰もが参画できる地域を目指して

京都市では、仕事と家庭時間の調和だけでなく、地域活動や社会貢献などの“つながり”作りに誰もが積極的に参画できる「真のワーク・ライフ・バランス」を提唱しています。つながりのある豊かな地域社会を目指し、男女共同参画の視点で私たちのまちを見直してみましょう。

1. 地域活動への女性の高い参加率

京都

参加した地域活動(複数回答・抜粋)



「民生児童委員・市政協力委員などの公的な立場での活動」を除いた項目で、女性の参加の方が多くなっています。

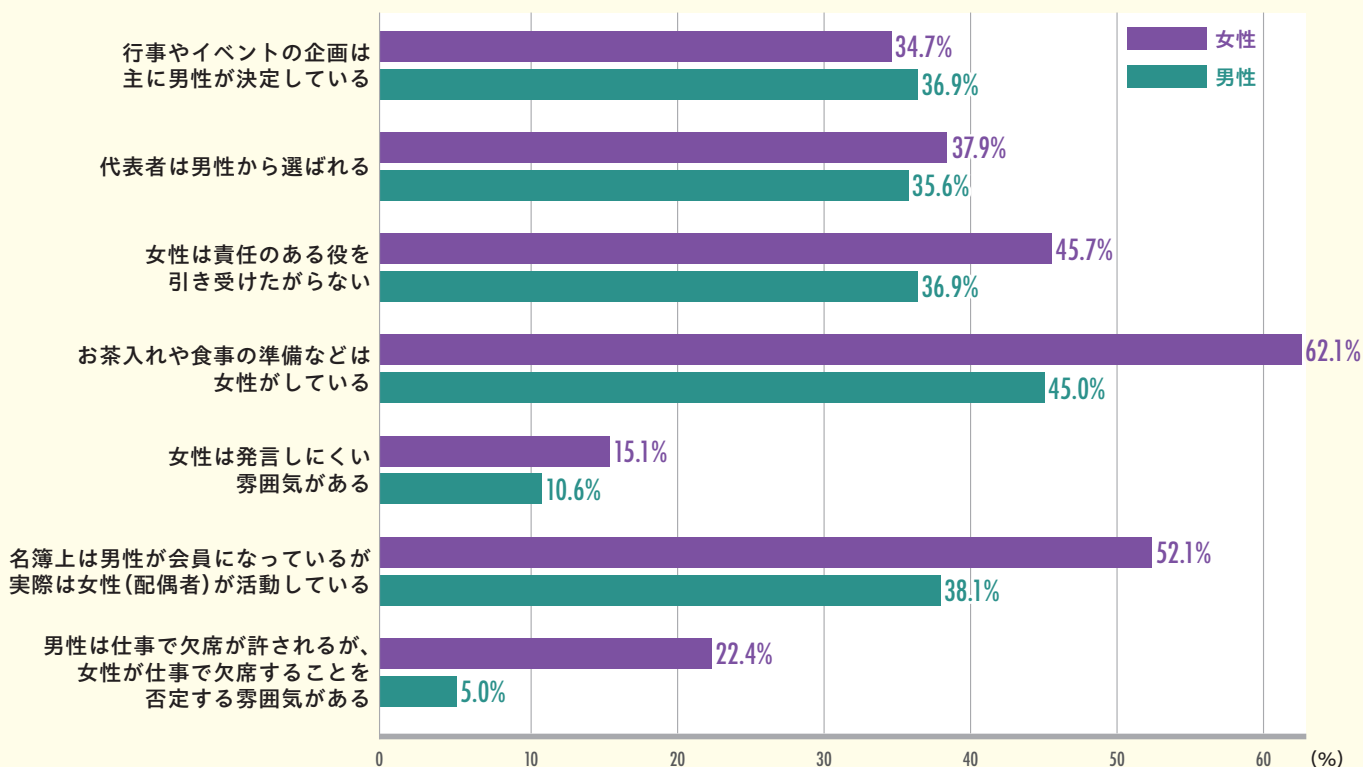
京都市「男女共同参画市民意識調査」(令和6年度)より作成

2. 地域の役割にも男女差

京都

地域活動に女性が多く参画する一方で、責任のある役職に就くのは男性に偏るなど、性別による役割分業も見られます。

あなたが参加した「自治会や町内会の活動」では次のようなことがありましたか。※「ある」と回答した割合



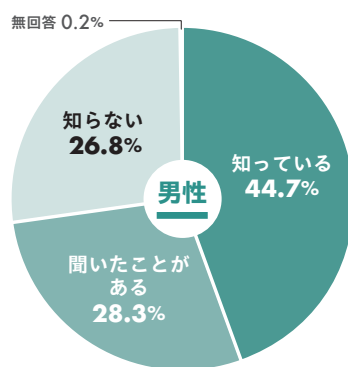
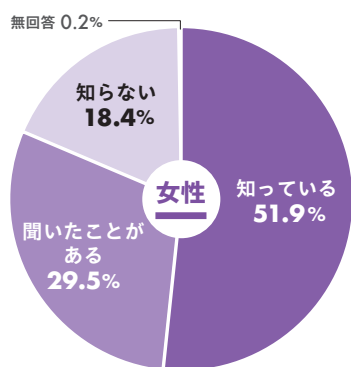
いずれも京都市「男女共同参画市民意識調査」(令和6年度)より作成

女性の健康課題とは

少子高齢化社会のいま、元気に活躍し続けるためには自身や家族の健康は重要課題のひとつです。特に女性はライフステージによってかかりやすい病気が異なり、女性ホルモンの影響を大きく受けます。生理、妊娠・出産、不妊・避妊、更年期など様々。あなたや家族の健康に目を向けてみましょう。

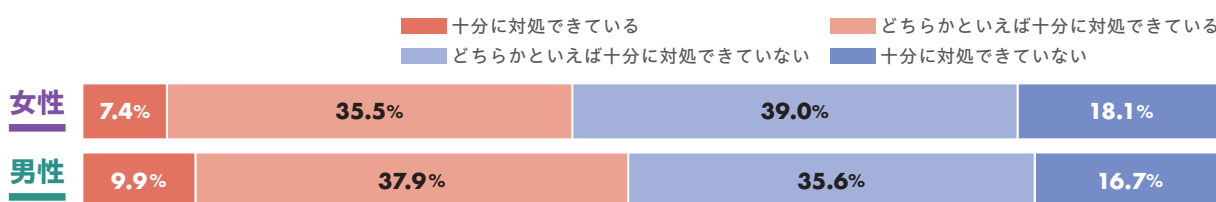
あなたは男女それぞれに特有の健康課題があることを知っていますか。

京都

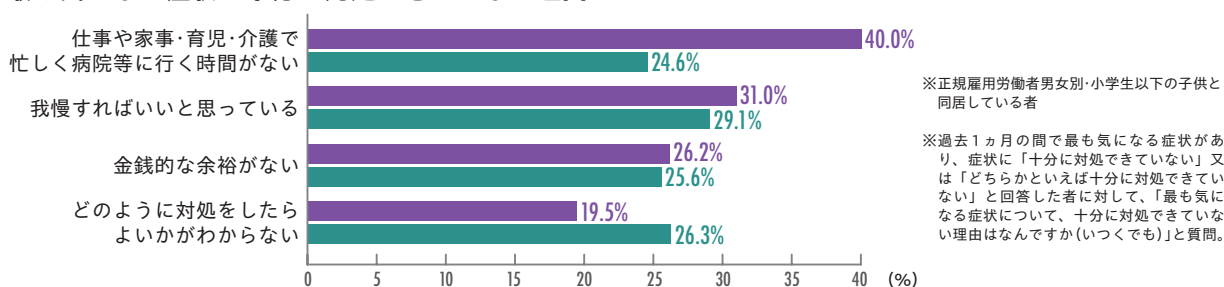


京都市「男女共同参画市民意識調査」(令和6年度)より作成

自身の過去1ヵ月の間で最も気になる症状について、十分に対処できているか。(複数回答・正規雇用労働者)



最も気になる症状に十分に対処できていない理由(複数回答・抜粋)



内閣府委託調査「男女の健康意識に関する調査」(令和5年度)より作成

男女が互いの性差に応じた健康課題について理解し合うためにはどのようなことが必要だと思いますか(抜粋)

京都

1位	配偶者やパートナーとの話し合い	56.7%
2位	学校における性や性差に応じた健康に係る教育	38.1%
3位	職場の理解促進	26.3%

京都市「男女共同参画市民意識調査」(令和6年度)より作成

女性の健康特性を一言で表すと「波」です。思春期にホルモンが急増し、性成熟期には毎月周期的に変動します。周産期やストレス時、更年期にも大きく揺れながら変化します。女性ホルモンの揺れは全身に影響を与えるため、心身の体調の振れ幅も大きくなります。

一方、男性は波は少ないものの、慢性疾患リスクが高い傾向にあり、不調があっても治療開始が遅れがちです。

調査では男女とも半数以上が不調に対処できていません。

個々がそれぞれの健康特性を理解したうえで、自分のwell beingを謳歌することは、社会全体に好影響を与えます。

今後は個人だけでなく、職場や社会全体で女性の心身の揺れを理解し、活かせる工夫が求められるでしょう。

池田裕美枝

医療法人心鹿会海と空クリニック京都駅前/
一般社団法人SRHRJapan(産婦人科医)

4

DV・性的な暴力・つきまとい等 日常の中の様々な「暴力」

パートナーといると苦しい。望まない性行為をされた——そこで起きていることは「暴力」かもしれません。「暴力」はどんな理由・間柄でも許されません。立ち止まって日常を振り返ってみましょう。

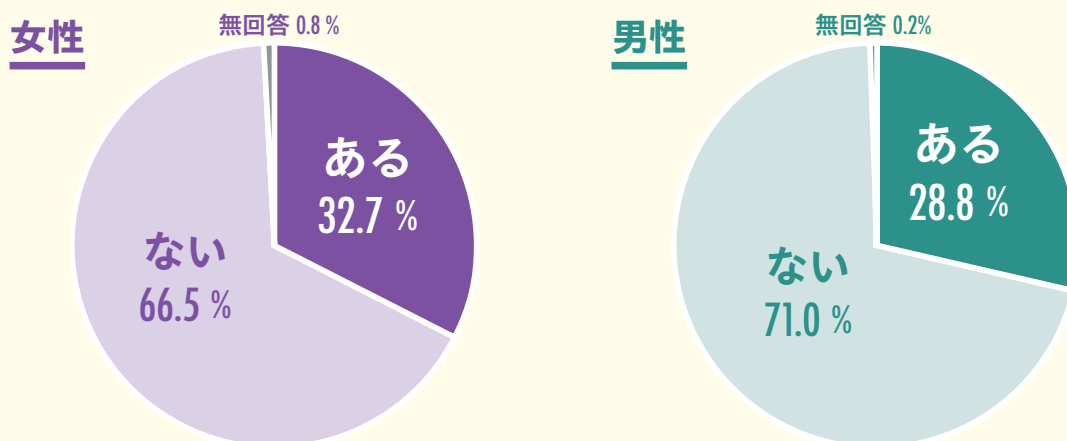
親密な関係で起こる暴力(DV)

1. 約30%の人が暴力を経験

京都

配偶者やパートナーからの暴力の被害経験

女性の約3人に1人、男性の約4人に1人は、配偶者やパートナーからの暴力の被害を受けたことがあります。



京都市「男女共同参画市民意識調査」(令和6年度)より作成
*「ない」は、「配偶者やパートナーがいたことがない」と「被害を受けたことはない」の合計



「DV (ドメスティック・バイオレンス)」とは：配偶者や交際相手など親密な関係で起こる暴力のこと。交際相手からの暴力のことを「デートDV」といいます。

暴力の形態

「暴力」には様々な形態が存在します。
これらの暴力は単独で起きることもありますが、何種類かの暴力が重なったり、ある行為が複数の形態に該当する場合があります。

身体的暴力

殴ったり、蹴ったり、物を投げつけたりするなどの身体に対する暴行

心理的攻撃

人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、自分や家族に危害が加えられるのではと恐怖を感じさせる脅迫

経済的圧迫

生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど

性的強要

嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど

2.「別れられない」——背景にあるさまざまな理由

相手と別れなかった理由 (男女総数・複数回答・抜粋)	配偶者	交際相手		配偶者	交際相手
相手が変わってくれる かもしれないと思ったから	24.3%	40.7%	相手には自分が必要だ と思ったから	9.0%	14.8%
相手が別れることに 同意しなかったから	8.5%	30.9%	子どもがいる(妊娠した)から、 子どもの事を考えたから	71.4%	12.3%
これ以上は繰り返されないと 思ったから	10.6%	21.0%	経済的な不安があったから	46.0%	4.9%

内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和5年度)より作成

被害を受けたことがある家庭の約3割は子どもへの被害もみられます。

3. 相談のしにくさ

被害経験を相談した人の割合(男女総数)

配偶者からの暴力

52.8%

交際相手からの暴力

56.2%

被害経験を相談した人は半数程度にとどまっています。身近な人から相談された場合、相手を責めず味方しているなど、周囲の人にも出来ることがあります。

配偶者からの暴力の相談

女性 相談した **60.6%**

男性 相談した **39.9%**

交際相手からの暴力の相談

女性 相談した **59.6%**

男性 相談した **47.7%**

相談しなかった理由 (複数回答・抜粋)

相談するほどのことでは
ないと思ったから

自分にも悪いところがある
と思ったから

相談してもむだだと思ったから

自分さえがまんすれば、
なんとかこのまま
やっていけると思ったから

自分が受けている行為が
暴力(DV)とは
認識していなかったから

恥ずかしくて誰にも
言えなかったから

別れるつもりがなかったから

女性		男性	
配偶者	交際相手	配偶者	交際相手
46.7%	38.6%	58.6%	60.4%
17.1%	22.8%	41.4%	25.0%
21.9%	23.8%	17.2%	18.8%
33.3%	15.8%	24.2%	20.8%
6.7%	20.8%	3.0%	10.4%
21.0%	19.8%	11.1%	8.3%
12.4%	12.9%	21.2%	10.4%

内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和5年度)より作成

配偶者暴力相談支援センター(全国)への相談件数 令和5年度:**126,743件**

来所 **38,234件** 電話 **83,030件** その他 **5,479件**

内閣府男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数」(令和6年)より作成

過去最多

京都市DV相談支援センター 相談支援件数 令和5年度:**6,212件**

※相談支援センターからの架電等を件数に含んでいます。

京都市DV相談支援センター 通信第17号(令和6年)より作成

「これって暴力?」と思った時、
相談できる場所があります。
一人で悩まずご相談ください。

京都市DV相談支援センター

電話・面接相談 ※面接相談は要予約

月～土(日・祝日・12月29日～1月3日 除く) 9:00～17:15

075-874-4971 受付時間外の緊急ホットライン ➡ **075-874-7051**



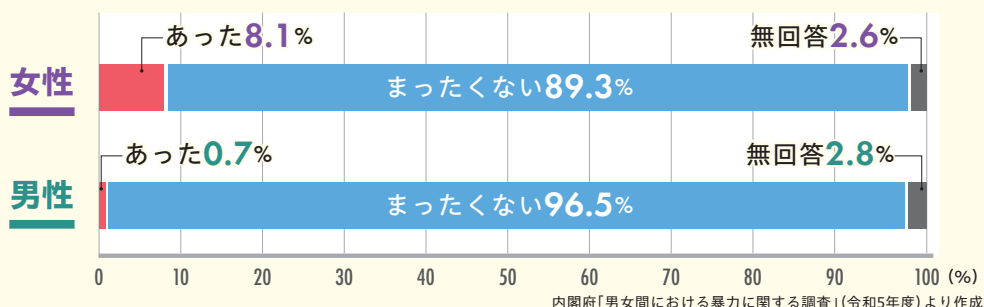
性的な暴力

望まない性的な行為を強要することはすべて暴力です。それらは、2023 年（令和 5 年）7 月に施行された「不同意性交等罪」として処罰されます。性的な暴力は、年齢、性別に関わらず起こるほか、身近な人や夫婦、恋人間でも起こります。

4. 女性の12人に1人が経験

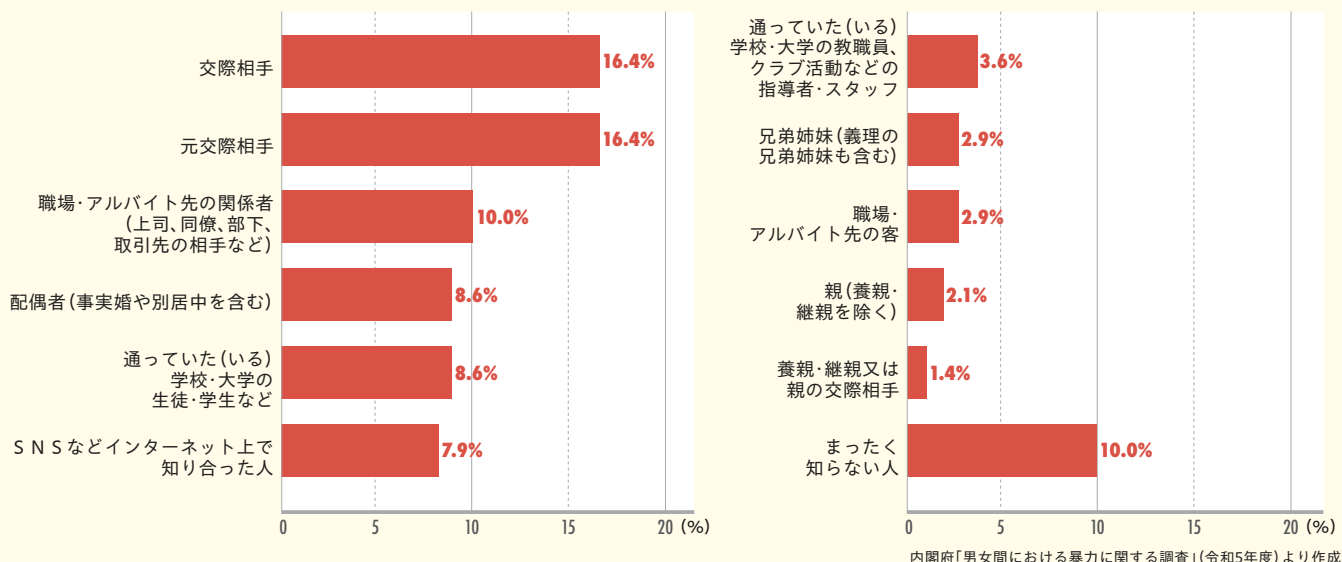
無理やりに性交等をされた被害経験の有無

被害を自覚するまでに時間を要するケースもあると言われています。



5. 交際相手、元交際相手からの被害の割合が高い

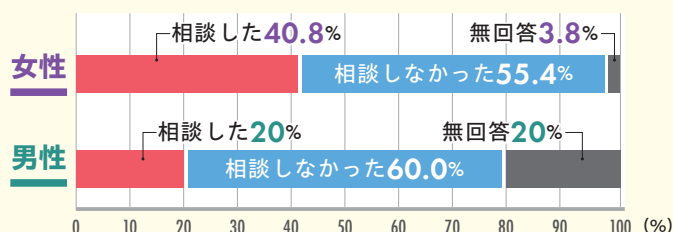
加害者との関係(複数回答・男女総数・抜粋) 親しい人や、面識のある人からの被害の割合が高くなっています。



6. 約5～6割が「相談していない」

無理やりに性交等をされた被害の相談経験の有無

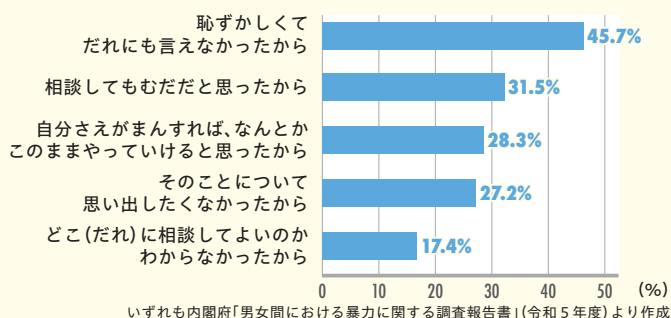
性的な暴力の被害は誰もが相談しにくいものですが、男性の相談率は2割で、男性特有の相談しにくさもあると考えられます。



7. 相談を阻む、「恥ずかしさ」と「諦め」

相談しなかった・相談までの期間が5年以上となった理由(複数回答・男女総数・抜粋)

感情的なためらいや諦めが多く見られます。被害者を責めずに信じる周囲や世間の対応がカギになります。



性的な暴力の被害にあったら、
京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター京都SARAへ

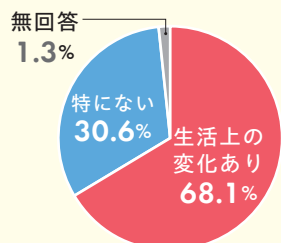


特定の相手からの執拗なつきまとい等

女性の14%、男性の5.7%が被害を受けている「つきまとい」。(元)交際相手や好意を抱いた相手が、拒否・嫌がっているにもかかわらず連絡する、会いに行く等は2000年(平成12年)に成立したストーカー規制法で禁止されています。

8.6割以上が生活上の変化を経験

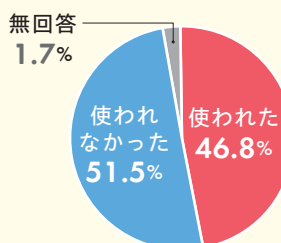
被害による生活上の変化の有無(男女総数)



「夜眠れなくなった」「誰のことも信じられなくなった」などの精神的な変化から、「転居した」「仕事を変えた」など具体的な変化まで、多岐に渡ります。

9.4割以上の被害がメールやネット経由

電子メールやインターネットなどによる被害経験(男女総数)



メール、アプリやSNSなどネットを利用したつきまといが特に若年層を中心に多くなっています。

いずれも内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和5年度)より作成

例えばこんな行為は「つきまとい」！繰り返せば「ストーカー」。

- つきまとい・待ち伏せ・押し掛け・うろつき
- 面会・交際の要求
- 無言電話や拒否後の連続した電話、メール、SNSメッセージ、SNSへの書き込み…など

相談先はこちら
**京都ストーカー相談
支援センター(KSCC)**
(24時間受付)



セクシュアル・ハラスメント

京都

本人の意識に関わらず、性的な言動※によって相手を不快な気分させたり、精神的な負担を負わせるような行為を「セクシュアル・ハラスメント」(セクハラ)と呼びます。職場、学校、様々な場所・関係で起こる重大な人権侵害です。

あなたは以下の行為をハラスメントだと考えますか。(抜粋)※「そう思う」+「ややそう思う」の合計

	女性	男性
身体的特徴について話題にする(体型、髪型、外見など)	64.6%	55.6%
性的なことについて話題にする	69.8%	57.7%
食事やデートにしつこく誘う	71.7%	64.2%
じろじろと身体を見られる	76.2%	66.1%
不必要に身体を触られる	80.8%	73.9%
「男のくせに」「女のくせに」「男だから」「女だから」と言われる	71.3%	61.0%
妊娠中や産休・育休明などに、嫌がらせをされる	79.2%	70.6%
妊娠や出産・育児を機に雇用形態の変更や退職を余儀なくされる	75.1%	66.3%
「休むなんて迷惑だ」「やめたらどうか？」等、妊娠・出産・育児に関わる権利を主張しづらくするような発言をされる	78.2%	69.9%
育児休業などの育児のための制度利用を認めてもらえない	75.5%	66.6%

※性的な関心や欲求に基づく言動や、性的な差別意識(性別役割分担意識または性的指向や性自認に関する偏見など)に基づく言動
京都市「男女共同参画市民意識調査」(令和6年度)より作成

5

LGBTQ

誰もが当事者 性の多様性

好きになる人、自認する性別……私たちの性のあり方は実は一人ひとり異なり、多様なものです。多数派でない性のあり方を生きるセクシュアルマイノリティ（性的少数者）の人にとってもより生きやすい社会になるために、社会も少しずつ変化しています。

1.「LGBTQ」……例えばこんな性のありかた

性的指向 (Sexual Orientation)

恋愛感情・性的な関心がどの性別に向くか

- **Lesbian** (レズビアン) : 同性を好きになる女性
- **Gay** (ゲイ) : 同性を好きになる男性
- **Bisexual** (バイセクシュアル) : 同性も異性も好きになる人
- **Heterosexual** (ヘテロセクシュアル) : 異性愛者 (心の性が女性で男性を好きになる人、心の性が男性で女性を好きになる人)
- **Asexual** (アセクシュアル) : 他人に性的魅力を抱かない人

…etc.

性自認 (Gender Identity)

どのような性別を自認するか

- **Transgender** (トランスジェンダー) : 出生届に記載された性別とは異なる性自認を持つ人
- **Cisgender** (シスジェンダー) : 出生時に割り当てられた性別と、自身の自認する性別が同じ人
- **Xgender** (エックスジェンダー) : 男女という性自認の区分に当てはまらない人、または性別を決めたくない人
- **Questioning** (クエスチョニング) : 性自認や性的指向について迷っている人・決まっていない人・あえて決めていない人

※クエスチョニングはSO (性的指向) でも使います。

※LGBTQの「Q」をクィア (Queer) という意味で使う場合もあり、L・G・B・Tを含む、性的少数者を広く表現する言葉です。

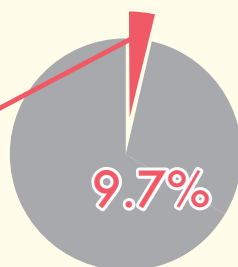
…etc.



SOGI (ソジ) : 性的指向 (SO) と性自認 (GI) の頭文字を取った言葉で、全ての人が持っている属性や特徴の一つです。

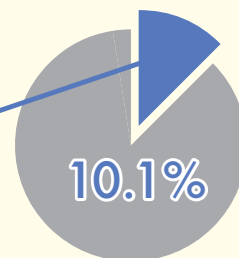
日本のセクシュアルマイノリティの割合

電通「LGBTQ+調査2023」より作成



セクシュアルマイノリティに関する取り組みを行っている企業

内閣府委嘱事業「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第9条に規定する学術研究等の遂行に資する既存研究等の調査」(令和6年度)より作成



2.京都市でも広まっています！パートナーシップ宣誓制度

京都

両方またはどちらか一方が性的少数者である二人が、互いを人生のパートナーとすることを市長に宣誓し、市長から受領証等を交付する制度。受領証等は市営住宅の入居申込みや病院での面会など様々な場面で活用できます。



京都市の
パートナーシップ宣誓者数 **180組** (令和7年2月28日時点)

パートナーシップ宣誓制度
を導入した自治体数 **459**

人口カバー率 85.1% (令和6年6月28日時点)

「渋谷区・認定NPO法人虹色ダイバーシティ 全国パートナーシップ制度共同調査」(令和6年)より作成

おわりに

男女共同参画のまちの拠点 ウィングス京都で、できること。

男女共同参画が少し身近に感じてきたら、次はあなたの暮らしに活かす番。京都市男女共同参画センター ウィングス京都では、あなたが今よりもっと自分らしく、心豊かに暮らせるように、様々なサポートを行います。

**男女共同参画や
ジェンダーについて
もっと学びたい！**

**悩み／困りごとを
相談したい**

**自分も何か
アクションしたい！**

講座・イベントに参加する
多種多様なテーマの催しや
地域への出前講座を開催

女性相談に相談する
電話相談・面接相談を
受付中

市民活動にチャレンジ
市民団体との
共催事業の実施等

「図書情報室」に行く
「男女共同参画」に特化した
専門図書館を併設

男性相談に相談する
面接相談・電話相談を
受付中

貸会場の使用
イベント開催や会議に
ご活用頂けます

冊子で学ぶ
啓発冊子『男女共同参画通信』
を年2回発行

専門家に相談する
女性のための法律相談、
暴力に関する専門カウンセラー

詳しくは
ウィングス京都
HPから！



京都市男女共同参画センター ウィングス京都

〒604-8147

京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地

開館時間：月～土 9:00～21:00

日・祝日 9:00～17:00

(毎週水曜日、12月29日～1月3日休館)

電話：075-212-7490 / FAX：075-212-7460

地下鉄烏丸御池駅(5番出口)または

地下鉄四条駅・阪急烏丸駅(20番出口)下車徒歩約5分

※ 駐車場はからだの不自由な方の来館時や荷物の搬入用に限りさせていただきます。本施設へお越しの際は、電車・バスなど公共交通機関をご利用ください。

アクセス



6 年表

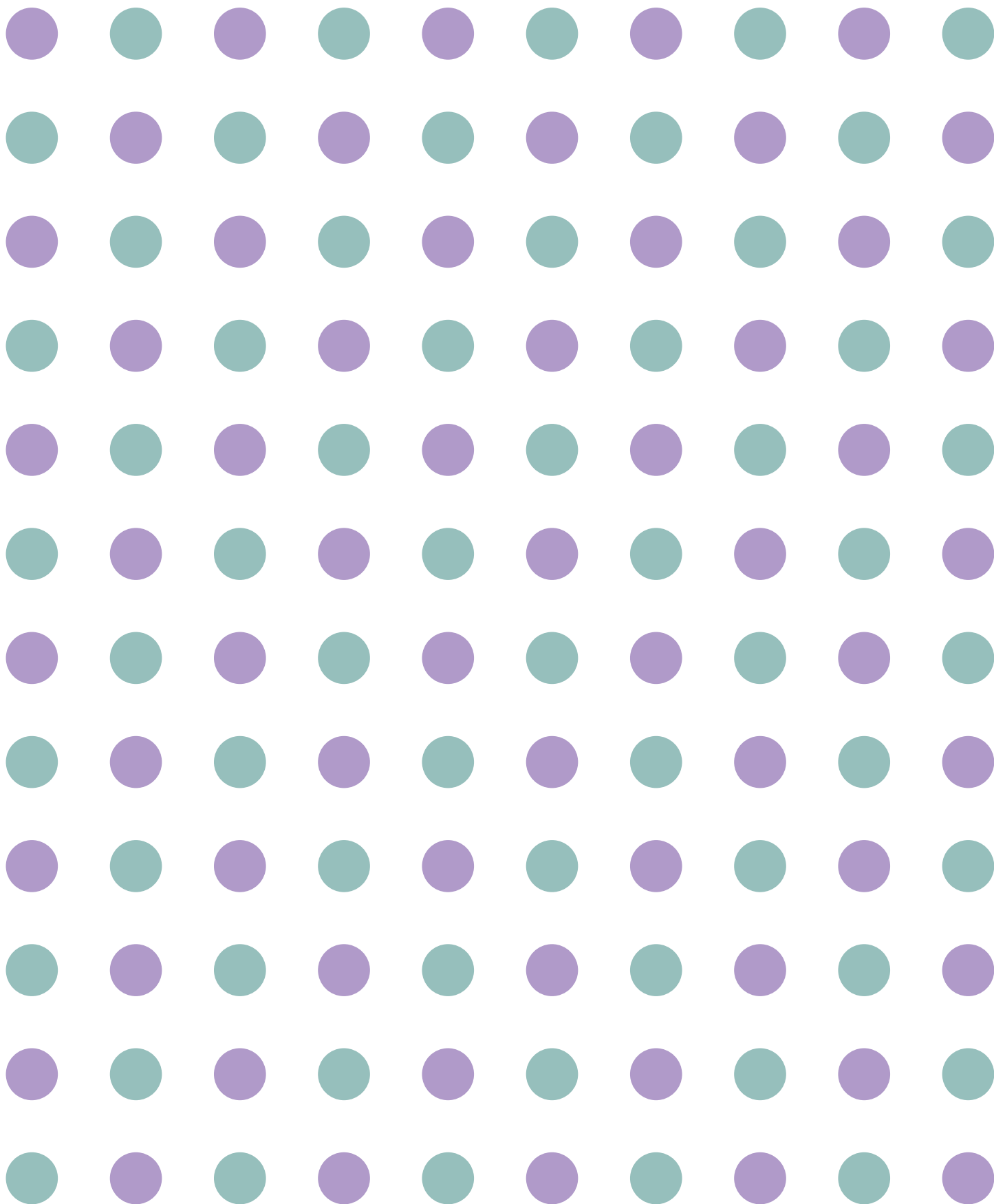
女性の人権・男女共同参画に関する国内外の動き

	国連の動き	日本の動き	京都市の動き
1945 年 (昭和 20 年)	国際連合発足、国連憲章採択	「衆議院議員選挙法」公布（婦人参政権）	
1946 年 (昭和 21 年)	「国連婦人の地位委員会」設置	第 22 回総選挙で初の婦人参政権行使 日本国憲法公布（男女平等）（1948 年施行）	
1947 年 (昭和 22 年)		「教育基本法」公布・施行（男女共学） 「婦人の日」（4 月 10 日）制定	
1975 年 (昭和 50 年)	国際婦人年（目標：平等、発展、平和） 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進本部会議開催	
1976 年 (昭和 51 年)	国連婦人の 10 年（～ 85 年）	「民法」改正（婚氏続称制度）	
1977 年 (昭和 52 年)		「国内行動計画」策定 「国立婦人教育会館」開設	
1978 年 (昭和 53 年)			市会において「婦人の地位向上のための請願」採択 総務局に「勤労者・婦人対策室」設置 「婦人会議」設置（現男女共同参画市民会議）
1979 年 (昭和 54 年)	国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択		「勤労者・婦人対策室」を「婦人対策課」に改組
1980 年 (昭和 55 年)	「国連婦人の 10 年」中間年世界女性会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の 10 年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」署名 「民法」及び「家事審判法」改正（配偶者相続分引き上げ）（1981 年施行）	「女性市民きょうと」創刊（～ 1992 年） 婦人問題企画推進協議会「京都市の婦人対策の基本的な考え方と施策の方向について」答申
1982 年 (昭和 57 年)	「女子差別撤廃委員会」設置		「婦人問題解決のための京都市行動計画」策定
1983 年 (昭和 58 年)			「婦人計画課」を「婦人青少年課」に改組 「婦人問題アドバイザー」設置（～ 1989 年）
1984 年 (昭和 59 年)		「国籍法」及び「戸籍法」改正（国籍の父母両系主義採用）（1985 年施行）	
1985 年 (昭和 60 年)	「国連婦人の 10 年」ナイロビ世界女性会議（西暦 2000 年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」公布 「国民年金法」改正（女性の年金権確立（1986 年施行）） 「女子差別撤廃条約」批准	ナイロビ世界会議（NGO フォーラム）及びヨーロッパにおける婦人の状況調査に代表団派遣
1986 年 (昭和 61 年)		婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大 婦人問題企画推進有職者会議開催 「男女雇用機会均等法」施行 「労働基準法」改正（女子保護規定一部廃止、母性保護規定の拡充）	「パートタイム労働者に関する調査」実施
1987 年 (昭和 62 年)		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	
1990 年 (平成 2 年)	国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 国連婦人の地位委員会拡大会議		「婦人問題懇話会」設置（～ 1992 年） 「第 2 次婦人行動計画の課題と施策の方向性について」諮問 「女性問題に関する意識・実態調査」実施

	国連の動き	日本の動き	京都市の動き
1991 年 (平成 3 年)		「育児休業法」公布 (1992 年施行)	婦人問題懇話会から「第 2 次京都市女性行動計画への提言」答申
1992 年 (平成 4 年)		婦人問題担当大臣任命	「第 2 次京都市女性行動計画」策定 「婦人少年課」を「女性青少年課」に名称変更 「女性政策懇談会」設置 (現男女共同参画懇話会)
1993 年 (平成 5 年)	世界人権会議「ウィーン宣言」採択 「女子に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	中学校での家庭科の男女必修完全実施 「パートタイム労働法」公布・施行	「審議会等への女性の登用促進のための特別活動要綱」制定 財団法人京都市女性協会設立
1994 年 (平成 6 年)	「開発と女性」に関する第 2 回アジア・太平洋大臣会議 (ジャカルタ) 「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 国際家族年 国際人口開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択	「男女共同参画推進本部」「男女共同参画審議会」「総理府男女共同参画室」設置 高等学校での家庭科の男女必修完全実施	女性総合センター「ウィングス京都」開館 「女性青少年課」を「男女共同参画推進課」に改組 「女性大学」開設
1995 年 (平成 7 年)	第 4 回世界女性会議 (北京) 「北京宣言」及び「行動綱領」採択	「育児休業法」改正 (介護休暇制度の法制化)	男女共同参画懇話会に「第 2 次京都市女性行動計画の新たな展開について」諮問
1996 年 (平成 8 年)	子どもの商業的搾取に反対する世界会議 (ストックホルム)	男女共同参画推進連携会議 (えがりてネットワーク) 発足 「男女共同参画 2000 年プラン」策定 「優生保護法」を一部改正し「母体保護法」公布・施行	男女共同参画懇話会から「第 2 次京都市女性行動計画の新たな展開への提言」答申
1997 年 (平成 9 年)		男女共同参画審議会設置 「男女雇用機会均等法」改正 (1999 年施行) 「介護保険法」公布 (2000 年施行)	「第 2 次京都市女性行動計画」改定 「女性の労働に関する市民意識調査」実施
1998 年 (平成 10 年)		男女共同参画審議会答申「男女共同参画ビジョンー 21 世紀の新たな価値の創造ー」 「労働基準法」改正 (1999 年施行) (深夜・休日・時間外労働における女性就業規制撤廃)	
1999 年 (平成 11 年)	第 43 回国連婦人の地位委員会で「女子差別撤廃条約の選択議定書」を採択	「男女共同参画社会基本法」公布・施行	「女性への暴力に関する市民意識調査」実施 「人権教育のための国連 10 年京都市行動計画」策定
2000 年 (平成 12 年)	国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定	男女共同参画懇話会に「第 3 次女性行動計画に盛り込むべき施策の基本的方向について」諮問 「男女共同参画社会に関する市民意識実態調査」実施
2001 年 (平成 13 年)		男女共同参画局、男女共同参画会議設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法) 施行 第 1 回男女共同参画週間 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	男女共同参画懇話会から「京都市男女共同参画計画への提言」答申 「女性への暴力専門相談」開設
2002 年 (平成 14 年)		「育児・介護休業法」改正 「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」設置	「第 3 次京都市女性行動計画」策定 男女共同参画懇話会に「京都市男女共同参画推進条例に盛り込むべき基本的事項について」諮問 男女共同参画懇話会から「京都市男女共同参画推進条例に盛り込むべき基本的事項についてー提言ー」答申
2003 年 (平成 15 年)	第 29 回国連女子差別撤廃委員会 (日本政府報告に対する最終コメントー間接差別、女性に対する暴力、トラフィッキング (人身取引)、マイノリティ女性・婚外子差別の問題を指摘)	「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」公布・施行 女子差別撤廃条約実施状況第 4 回・5 回報告審議 「次世代育成支援対策推進法」公布・施行	「京都市男女共同参画推進条例」公布・施行 (一部、2004 年 4 月施行)

	国連の動き	日本の動き	京都市の動き
2004 年 (平成 16 年)		「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 「児童虐待防止法」改正 「DV 防止法」改正 「育児・介護休業法」改正（育休期間の延長等）（2005 年施行）	「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画苦情等処理制度」創設 「男女共同参画講座」開講（女性大学を改編） 「男女共同参画通信」創刊
2005 年 (平成 17 年)	国連「北京 + 10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第 2 次）」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	男女共同参画審議会に「第 3 次京都市女性行動計画の中間見直しについて」諮問
2006 年 (平成 18 年)		「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	「女性総合センター」を「男女共同参画センター」に改称 男女共同参画審議会から「きょうと男女共同参画推進プランの新たな展開について」答申
2007 年 (平成 19 年)		「DV 防止法」改正 「パートタイム労働法」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ	「第 3 次京都市女性行動計画」改定 「配偶者等からの暴力に関する調査」実施
2009 年 (平成 21 年)		男女共同参画シンボルマーク決定 女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告審議 「育児・介護休業法」改正	男女共同参画審議会に第 4 次京都市男女共同参画計画「きょうと男女共同参画推進プラン」策定について諮問 「男女共同参画に関するアンケート」実施
2010 年 (平成 22 年)	第 54 回国連婦人の地位委員会（「北京 + 15」閣僚級会合）（ニューヨーク）	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 APEC 第 15 回女性リーダーズネットワーク（WLN）会合 「第 3 次男女共同参画基本計画」策定 第 8 回男女共同参画担当者ネットワーク（GFPN）会合	男女共同参画審議会から第 4 次京都市男女共同参画計画「きょうと男女共同参画推進プラン」策定について答申 「日本女性会議 2010 きょうと」開催
2011 年 (平成 23 年)	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」発足	パープルダイヤル（性暴力・DV 相談電話）実施 APEC 女性と経済サミット（WES）会合	第 4 次京都市男女共同参画計画「きょうと男女共同参画推進プラン」策定 「京都市ドメスティック・バイオレンス（DV）相談支援センター」開所
2012 年 (平成 24 年)		『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	「真のワーク・ライフ・バランス推進計画」策定
2013 年 (平成 25 年)	子どもと女性のためのサミット "Every Women Every Child Taking Action Summit" 開催（ニューヨーク）	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	
2014 年 (平成 26 年)	第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「女性の活躍推進に関する世論調査」（内閣府）実施	「男女共同参画に関するアンケート」実施 「配偶者等からの暴力に関する市民意識調査」実施
2015 年 (平成 27 年)	第 59 回国連婦人の地位委員会（「北京 + 20」） 「第 4 回世界女性会議 20 周年における政治宣言」の採択（ニューヨーク） 第 3 回国連防災世界会議「仙台防災枠組 2015 - 2030」採択（防災における女性の参画とリーダーシップの発揮重要性が指摘される） UN Women 日本事務所開設 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（SDGs）採択（目標 5：ジェンダー平等を実現しよう）	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）公布・施行 「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定 「第 4 次男女共同参画基本計画」策定	男女共同参画審議会に「第 4 次京都市男女共同参画計画」の見直しについて諮問 『真のワーク・ライフ・バランス』に関するアンケート」実施 男女共同参画審議会から「第 4 次京都市男女共同参画計画」の見直しについて答申 「第 4 次京都市男女共同参画計画（改定版）」策定

	国連の動き	日本の動き	京都市の動き
2016 年 (平成 28 年)		「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」改正（妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置） 「女性活躍推進法」完全施行 「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 「民法」改正（女性の再婚禁止期間短縮） 女子差別撤廃条約実施状況第 7 回及び第 8 回報告審議	「京都女性活躍応援計画」策定 女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」開設 「真のワーク・ライフ・バランス推進計画（改定版）」策定
2017 年 (平成 29 年)	第 61 回国連女性の地位委員会「職場におけるセクシュアル・ハラスメント解消決議」採択	「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」策定 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JK ビジネス』問題等に関する今後の対策」策定 「刑法」改正（性犯罪等の厳罰化）	
2018 年 (平成 30 年)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 「民法」改正（婚姻年齢の男女統一）（2022 年施行）	「京都女性活躍応援計画」改定
2019 年 (令和元年)	G20 大阪首脳宣言 男女平等に関するパリ宣言	「女性活躍推進法」改正 「DV 防止法」改正 働き方改革関連法（関連 8 法律の一斉改正）施行	「男女共同参画に関するアンケート」実施
2020 年 (令和 2 年)	国連「北京 + 25」記念会合 (第 64 回国連女性の地位委員会（ニューヨーク）)	「第 5 次男女共同参画基本計画」策定	男女共同参画審議会に第 5 次京都市男女共同参画計画策定について諮問 パートナーシップ宣誓制度を開始
2021 年 (令和 3 年)		「育児・介護休業法」改正（2022 年施行）	男女共同参画審議会から「第 5 次京都市男女共同参画計画」策定について答申 「第 5 次京都市男女共同参画計画」策定 「真のワーク・ライフ・バランス推進計画」を統合
2022 年 (令和 4 年)	第 66 回国連女性の地位委員会	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布 「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（AV 出演被害防止・救済法）」公布・施行 「女性活躍推進法」改正	
2023 年 (令和 5 年)	G 20 女性活躍担当大臣会合開催（インド） 第 67 回国連女性の地位委員会（ニューヨーク）	「DV 防止法」改正（2024 年施行） 「刑法及び刑事訴訟法」改正（性犯罪規定の改正） 「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」公布・施行 「第 5 次男女共同参画基本計画」一部変更閣議決定	
2024 年 (令和 6 年)	第 68 回国連女性の地位委員会開催（ニューヨーク） G 20 女性活躍担当大臣会合開催（ブラジル）	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 女子差別撤廃条約実施状況第 9 回報告審議	「京都市女性のための相談支援センター『みんと』」開設 「男女共同参画市民意識調査」実施



男女共同参画“はじめての一步”BOOK 2024

(令和6年度調査研究より)

発行 京都市文化市民局 共生社会推進室 男女共同参画推進担当
令和7年3月

企画・編集 公益財団法人 京都市男女共同参画推進協会
〒604-8147 京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地
Tel: 075-212-7490 Fax: 075-212-7460

デザイン: 相原真理子 京都市印刷物第063168号